

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年10月15日（金） 号外第90号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 選管告示	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙時登録の基準日（14）・・・・・・・・・・ 2
	衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日（15）・・・・・・・・・・ 2

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第14号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を令和3年10月18日と定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和3年10月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

---

### 鳥取県選挙管理委員会告示第15号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定する掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を令和3年10月19日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

令和3年10月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志